

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合会計年度任用職員に関する規則

令和2年3月31日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用等、勤務時間、休暇等及び給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の支給日)

第2条 給与の支給日は、当該給与の計算期間の翌月21日とする。ただし、当日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のときは、繰り上げて支給する。

(規則の準用)

第3条 前条に規定するもののほか、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合の会計年度任用職員の任用等、勤務時間、休暇等及び給与に関しては三条市一般任用職員に関する規則（令和2年三条市規則第5号）を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合臨時職員に関する規則の廃止)

2 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合臨時職員に関する規則（平成20年規則第3号）は、廃止する。